

産業構造審議会 保安分科会 火薬小委員会 火工品検討ワーキンググループ（第2回）-議事要旨

日時：平成26年4月18日（金曜日）13時00分～14時35分

場所：経済産業省別館3階301会議室

出席者

委員

新井委員長、秋吉委員、中村委員

事務局

吉野鉱山・火薬類監理官、福原火薬専門職、谷本課長補佐、宮地火薬類保安対策官

主なコメント

1. 一般消費者向け製品の適用除外火工品審査実施要領（内規）の適用等について

（委員）

火薬等の保有エネルギー等が十分低いことを確認するとのことであるが、どうやって確認するのか。試験を想定しているのか。

（事務局）

試験に限ったものではなく薬種・薬量、動作によって判断されることもあると考えている。

（委員）

別紙2の1.（1）最後の段落中「誤って作動しないための安全対策が施されている」とはどういうことか。

（事務局）

例えば、後ほど御審議いただく雪崩対策用エアバッグのように装置の一部に組み込んで、取っ手のようなものを引っ張ることで作動させる火工品の場合、装置に組み込まなければ引っ張ることが出来ないような構造となっていることやロック機能が施してあるなど。

一般消費者向け製品を適用除外火工品に指定する際には、資料1のとおり、適用除外火工品審査実施要領（内規）（20140206商局第1号）への各条件の追加を行うことが了承された。

2. 雪崩対策用エアバッグ圧力容器封板せん孔器に用いるガス発生器について

（委員）

燃焼試験において、製品の作動音や破裂音はどの程度であったか。また、通常時作動する際はどの程度か。

（説明者）

紙雷管程度。通常時作動する際は、そのような大きな音は聞こえない。

当該火工品については、安全性を判断する試験データはそろっており、安全性が確認され、適用除外とすることは差し支えないとされた。

3. 自転車用ヘルメット型エアバッグについて

（委員）

今回実施している振動試験は、海外では採用されているもののなか。

（説明者）

インフレーターが自動車用のものであり、ドイツの自動車メーカーの基準に沿ったものである。

（委員）

未使用品の廃棄は誰がどのように行うのか。

（説明者）

消費者が、周りに人のいない場所で、地面に投げる等により作動・消費させてから捨てていただくよう取扱説明書等に記載することを考えている。

（委員）

簡単に作動するのか。

（説明者）

本製品の開発に際しては、自転車事故をデータベース化しており、データベース内の事故と同じ動きになると作動する。単に自転車同士の衝突ということでは作動しないが、倒れる動きで速やかに作動する。

（委員）

耐用年数10年というのは、起点はどこか。

（説明者）

メーカーに設定してもらうよう依頼しているところ。

（委員）

振動試験及び落下試験について、試験後の点火試験において飛散物がなかったのか。

（説明者）

落下試験については、試験後タンク試験を実施している。1.2mでの落下試験後のタンク試験では、タンク内に飛散物は確認されなかった。

（委員）

振動試験は、どのように評価するのか。パワースペクトル密度というのは、国際的に利用されているのか。

（事務局）

試験条件が異なるが、ISO等海外の規格では利用されているようである。

当該火工品の取扱いについては、振動試験の妥当性を検証し、その結果を踏まえて判断することとなり、同判断を委員長一任とされた。

関連リンク

[産業構造審議会 保安分科会 火薬小委員会 火工品検討ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

商務流通保安グループ 鉾山・火薬類監理官付

電話：03-3501-1870

FAX：03-3501-6565

最終更新日：2014年4月25日